

# 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

平成 27 年 2 月 27 日

佐野厚生総合病院

## 第1章 総論

- 1-1 業務計画の目的
- 1-2 基本方針
- 1-3 定義

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- 2-1 未発生期における準備
- 2-2 新型インフルエンザ等対策の体制整備
- 2-3 マニュアル等の整備
- 2-4 訓練の実施
- 2-5 報告

## 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

- 3-1 地域感染期における対応
- 3-2 患者数が大幅に増加した場合の対応
- 3-3 地域全体での医療体制の確保について
- 3-4 特定接種
- 3-5 医薬品等の備蓄

## 第4章 その他

- 4-1 職員の健康管理と啓発
- 4-2 計画の修正
- 4-3 執行期日

## 第1章 総論

### 1-1 業務計画の目的

- ① 職員の健康管理に十分配慮し、その上で診療業務を効果的に維持、継続する。
- ② 未発生期に適切な準備を行う。
- ③ 新型インフルエンザ等発生後に適切な対応を行う。
- ④ 地域感染期において医療需要が増加した際においても、地域の医療体制の維持に貢献する。

### 1-2 基本方針

- ① 新型インフルエンザ等発生時においても、地域における当院の役割に従い、地域住民に対し必要な医療の提供を行う。
- ② 地域感染期においても、救急医療・高度先進医療を継続的に提供するとともに、新型インフルエンザ等以外の入院治療を要する患者を他病院から積極的に受け入れる。
- ③ 地域の中核病院として、他病院での治療が困難な新型インフルエンザ等の重症患者の受け入れを行う。

### 1-3 定義

法律、政府行動計画、ガイドラインで定められた定義を使用する。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

### 2-1 未発生期における準備

- ① 未発生期においては、診療継続計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の体制整備、職員の健康管理と啓発、病院機能の維持・業務継続及び医療資機材の確保等について必要な措置を講ずる。
- ② 発生期においては、新型インフルエンザ等対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を実施する。

### 2-2 新型インフルエンザ等対策の体制整備

院内感染対策マニュアルに基づき平時から院内感染対策を徹底するとともに、新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画を策定し、職員間での情報共有と事前訓練を実施する。

### 2-3 マニュアル等の整備

- ① 院内感染対策マニュアルの整備・改訂
- ② 新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画（本計画）の策定・検討及び改訂
- ③ 本計画に基づき、各部署において、業務継続計画及び必要な手順書等の策定・検討及び改訂
- ④ 職員への最新マニュアルの情報提供と業務の周知（院内ポータルサイト利用）
- ⑤ 新型インフルエンザ等患者（疑いを含む）診療時の対応方針（PCR 検査の実施の要否等）に関し、安足健康福祉センターと調整

### 2-4 訓練の実施

- ① 栃木県及び佐野市あるいは佐野医師会主催の訓練への参加
- ② 主要職員を対象とした、机上・実地訓練の実施

### 2-5 報告

- ① 本計画は、特措法第9条の規定に基づく「業務計画」として栃木県に提出する。

## 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

### 3-1 地域感染期における対応

栃木県において新型インフルエンザ等の患者が発生し接触歴が疫学的に追えなくなった時期である。新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則行わない医療機関を除き、一般の医療機関において、新型インフルエンザ等患者の診療を行うこととなり、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅療養を行うこととなる。患者数が大幅に増加した場合、自宅で治療が可能な入院中の患者については、病状を説明した上で退院を促し、新型インフルエンザ等の重症患者のための病床を確保する必要がある。

### 3-2 患者数が大幅に増加した場合の対応

地域感染期において、患者数の大幅増加及び勤務可能な職員数の減少により、診療制限をする必要性が生じた場合は、診療継続計画に基づき、段階的に外来診療・入院診療の制限を開始する。また、各部署は、事前に策定した業務継続計画に基づき、職員の減少に応じた対応をとる。必要に応じ、臨時職員を募集する。また、他の医療機関への応援体制も検討する。

### 3-3 地域全体での医療体制の確保について

地域感染期において、患者数の大幅増加及び勤務可能な職員数の減少により、診療制限をする必要性が生じる事態においては、一医療機関での対応は困難となる。地域全体で医療体制が構築されるよう、栃木県、安足地域医療圏での協議の中で、当院の役割を確認する。

### 3-4 特定接種

- ① 診療継続計画に基づき、優先順位を決定し実施する。
- ② 特定接種の実施にかかわらず、業務の継続が可能なよう対策を講ずる。

### 3-5 医薬品等の備蓄

診療継続計画に基づき、医薬品及び医療機材等の必要数について検討するとともに、必要最低限の備蓄を行う。(薬剤部・医事課連携)

## 第4章 その他

### 4-1 職員の健康管理と啓発

新型インフルエンザ等発生時における職員の健康管理及び職員の意識向上に必要な措置を行う。

新型インフルエンザ等発生時においても適切な診療を提供できるよう、以下の教育及び研修を実施する。

- ① 新型インフルエンザ等に関する基礎知識について
- ② 発生段階に応じた新型インフルエンザ等患者に対する診療体制について
- ③ 院内感染対策、個人防護具の適切な使用法、職員の健康管理について
- ④ 部署別の業務継続計画（人員計画、優先業務の把握）について

### 4-2 計画の修正

本計画は、定期的に見直しを加え、必要に応じ修正する。

### 4-3 執行期日

本計画は、平成27年3月1日から執行する